

園芸療法士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に園芸療法士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 園芸療法士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 園芸療法士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて24単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目 （4科目 8単位）

園芸論	(講義)	2単位
園芸療法論	(講義)	2単位
園芸療法実習	(実習)	2単位
ガーデニング I	(演習)	2単位

選択科目 （8科目 16単位以上）

ガーデニング II	(演習)	2単位
介護理論	(講義)	2単位
介護技術	(演習)	1単位
障害者福祉	(講義)	2単位
高齢者福祉	(講義)	2単位
障害者・高齢者レクリエーション実技	(実習)	1単位
福祉機器演習	(演習)	1単位
身体障害者の心理	(講義)	2単位
心の障害者の心理	(講義)	2単位
高齢者の心理	(講義)	2単位
香りの心理	(講義)	2単位
色彩の心理	(講義)	2単位
高齢者の医学	(講義)	2単位
障害者の医学	(講義)	2単位
精神医学	(講義)	2単位
精神保健	(講義)	2単位
作業療法	(講義)	2単位
理学療法	(講義)	2単位
看護学	(講義)	2単位
救急法	(演習)	1単位
補完・代替医療論	(講義)	2単位

コミュニケーション論	(講義)	2単位
ボランティア論	(講義)	2単位
ユニバーサルデザイン論	(講義)	2単位
生活と環境	(講義)	2単位
社会園芸	(講義)	2単位

その他大学が必要と判断して設置する科目

- 2 本協会が別に定める生活園芸士の資格を有する者については、ガーデニングⅠ・Ⅱの科目及び単位の履修を免除し、前項の資格取得のための単位を、必修科目を含め20単位以上とする。
- 3 次の資格・免許状・証明書等を有する者または取得見込みの者は、第1項に定める選択科目の履修を免除し、必修科目単位のみで資格授与を行うことができる。
医師、養護学校教諭、特別支援学校教諭、高等学校教諭(福祉)、保育士、児童指導員、看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、訪問介護員(1級)、介護職員基礎研修課程修了者
- 4 前項に規定する資格・免許状・証明書等を有する者または取得見込みの者を対象として、園芸療法士課程の認定を受けようとする場合は、第1項に定める選択科目の設置を免除し、必修科目のみで課程認定申請を行うことができる。
- 5 前二項に定める資格・免許状・証明書を取得見込みで履修する者については、当該資格等を取得後、園芸療法士の資格を授与する。
- 6 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 7 選択科目については、10科目20単位以上を置くものとする。
- 8 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 9 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 10 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

- 第4条 専任教員は必修科目に1名以上配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上とすることができる。学内兼任は専任とみなす。
- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び担当科目に関する教育・研究業績調書等を提出しなければならない。また、当該専任教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出するものとする。
 - 3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
 - 4 本協会は園芸療法教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

- 第5条 施設・設備は、園芸実習場(イネーブलगार्デんとし、育苗コーナーを含む。)及び園芸療法教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。
- 2 園芸実習場は屋内又は屋外に設置するものとし、採光に充分留意すると共に、面積は育苗コーナー部分33平方メートル以上を含めて165平方メートル以上を用意するものとする。また、車椅子で園芸を行うことができるよう整備し、ハウス部分以外は木製を原則とする。
 - 3 園芸実習場は校地内に設置することを原則とする。ただし、校地内に敷地を得ることができない場合は、授業に支障のない限り、校地外に設置することができる。なお、その場合は借地を可とする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、園芸療法教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 園芸療法士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 第3条第9項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり7,000円とする。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。